科学研究費補助金研究成果報告書

平成23年 5月 2日現在

機関番号:13101 研究種目:基盤研究(C)

研究期間: 2008 ~ 2010

課題番号:20530504

研究課題名(和文)相談の社会化と子ども虐待のない福祉コミュニティの形成に関する実証的

研究課題名(英文) A practical study on the community development approach focused on a regional council of countermeasures for Children Requiring Aid to prevent child abuse and neglect in local communities.

研究代表者

鈴木 昭 (SUZUKI AKIRA) 新潟大学・医歯学系・教授 研究者番号: 3 0 4 0 1 7 5 6

研究成果の概要(和文):相談行動と子ども虐待のない福祉コミュニティの形成に果たす要保護児童対策地域協議会(要対協)の機能と役割について、高校生、成人及び児童相談所、政令市区を対象に調査し、以下の結果を得た。高校生は、地域への帰属感が希薄で、不安を抱えていても相談しない割合が高率であった。要対協の機能は、人口規模、経過年数に左右されず実務者会議の開催頻度との関連が認められた。設置後、関係機関の連携はすすんだが、子ども虐待の早期発見にはつながりにくい地域の課題が明らかになった。

研究成果の概要 (英文):

We investigated the help-seeking behavior of senior high school students and adults when in need, and discussed the function and role of community development approach focused on a regional council of countermeasures for Children Requiring Aid (CRA) to prevent child abuse and neglect in local communities. CRA consists of a local government, child guidance center, relevant bodies, etc.

The results of this study showed that students identified themselves more weakly with communities where they lived than adults. –Furthermore, compared to the adults, a higher percentage of students did not seek help when they were in a difficult situation. The function and role of CRA were not influenced by both regional population size and time elapsed after CRA establishment. However, CRA function was influenced by the frequency of meeting with specialists working in this field.

Although after establishment of CRA the liaison with relevant bodies progressed, referrals of children who were abused, neglected or suspected of being abused or neglected did not increase. This showed that its difficult to discover and prevent adequately children requiring aid at the early stage of abuse and/or neglect.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	400,000	120,000	520,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,400,000	420,000	1,820,000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目: 社会福祉学

キーワード:子ども虐待防止 相談の社会化 福祉コミュニテイ 要保護児童対策地域協議会 相談

行動 ソーシャルキャピタル

1.研究開始当初の背景

児童福祉法、児童虐待防止法各改正法が 施行され、市町村は新しく児童虐待等の児 童家庭福祉相談を担うことになった。

地域における児童虐待相談は、要保護児 童対策地域協議会を中核に進められるが、 その体制を定着、発展させていくためには、 児童相談所、市町村における相談の現況と 課題について明らかにする必要があった。

2.研究の目的

要保護児童対策地域協議会(要対協)を核 とした子ども虐待のない地域社会づくりを 児童家庭福祉領域における福祉コミュニティ形成の過程としてとらえ,要保護児童対策 地域協議会設置後の地域の変化について検 討し、児童虐待問題の解決に果たす要対協の 機能と役割及び地域の課題を明らかする。

- 3.研究の方法
- (1)高校生や里親会会員等を対象に相談行動に関する質問紙による調査
- (2)市町村、児童相談所からみた要保護 児童対策地域協議会の評価と設置後の 地域の変化に関する質問紙の郵送回収、 及訪問聞取り
- 4. 研究成果
- (1)相談行動と福祉コミュニティの形成に 関する研究

回答者の属性

調査対象としたそれぞれの回収数は、表 1 のとおりで有効回答総数 483 人で、男性 197 人、女性 286 人、年齢の 3 区分では、20 歳未満 231 人、20 代から 60 歳未満は 213 人、60

表1 回答者の属性						
回答者区分	回答者総数	性	別	年齡区分		
		男性	女性		59歳未満	60歳以上
里親会員	106	63	43	1	81	24
高校生	207	82	125	207	0	0
市研修会参加者	145	48	97	10	123	12
ヘルバー研修参加者	25	4	21	13	9	3
合計	483	197	286	231	213	39

歳以上は39人であった。

住んでいる地域の印象(地域帰属感)

回答者の属性と social capital に関連する、「この地域に住む人たちの多くと顔みしりである」、「この地域でなにか問題があるときは、ここに住んでいる人たちが自ら解決することができると思う」、「この地域は住むのにいいところである」、「地域の生活で起こるさまざまな問題に対して、住民相互が居力的である」、「地域で行われている活動に参加していますか」のすべてにおいて統計的な差がみられ、高校生は他の回答者群に比べ地域との結びつきが希薄であることが窺えた。

相談行動

) 悩みや不安の有無

「日ごろ生活の中で悩みや不安を感じることがありますか」の問いに全回答者のうち62.5%が悩み不安を感じていた(表2)。その内訳をみていくと里親会員が86.8%、高校生は40.6%となっていた。その中身は、表4のとおり、総回答数のうち「「自分や家族の健康のこと」129人21.6%、「介護や老後のこと」122人20.4%、「子どものこと」97人16.2%と続いていたが、高校生では「学校や友人」、「職場や働くこと」がそれぞれ42人35.9%、29人24.8%と高率であった。一方、里親会員は、「健康」59人27.1%、「介護や老後のこと」55人25.2%、「子どもの教育や

表2 日ごろの悩みや不安		
	悩み不安を	を感じるか
回答者	悩み不安感	悩み不安感
	じない	じる
里親会員n=106	14	92
高校生n=207	123	84
市研修会参加者n=145	32	113
ヘルパー養成研修n=25	12	13
合計	181	302

将来のこと」43人19.7%となっていた。「子育てのこと」をあげた会員は17人7.8%と少数であった。このことは里親会員の高年齢化とあいまって、子育て中の会員に比べ、子どもが成長しその将来を心配している里親の多いことを窺わせる。また、「地域の災害や防犯のこと」を悩みや不安の対象としてあげた回答が75人12.5%に達していた。地域への帰属度の指標である。前述した「住むのにいい地域と考えている人」314人65.0%と対にして検討していく必要のあるテーマである。

)相談行動 困ったときに相談にいくか 子ども虐待相談では、要支援要素をかかえ ていても相談や福祉サービスにアクセスす ることが少なく、このような状況を放置した ままにしておくと危機に転ずる場合が多く みられる。相談の社会化が必要な所以である。 虐待加害者は、「これまでに、『「窮地に陥り 困っていても誰も分かってくれず、助けてく れなかった』と考え、相談行動における成功 体験が希薄である」ことが多い。

表3 相談行動

	困ったとき相談するか	
	相談する	相談しない
里親会員n=106	93	13
高校生n=207	136	71
市研修会参加者n=145	123	22
ヘルパー養成研修n=25	19	6

Pearson のカイ 2 乗値26.69 漸近有意確率 (両側) 0

)相談しない その理由

「普段の生活のなかで困ったことが起きたときや一人で解決できないときにどなたかに相談しますか」の問いに、「相談しないと思う」は、全体で112人23.2%であったが、高校生は、相談しないが71人34.3%にのぼり他群に比べ多かった。その理由は、「そのうち解決する」、「たいしたことでない」が高位であったが、これらは感じている「悩みや

不安」を低く見積もっているか、あるいは否認している場合が多い。適切な対処行動がとれずに放置の状態が続くと危機理論からすれば、重篤な危機に転化する。この意味からも早期の相談行動をとることが望ましい、と考えられる。高校生では、この2つの相談の対処行動としての「自分1人で解決できないような困ったときにだれかに相談する」ことが必られている。たとえば、近い将来に遭遇するかもしれない「望まない妊娠」が子ども虐待死を惹起しないために、である。

)相談する その相談先

次に困ったときに相談すると回答し者 のその相談先をみていく。回答者全体は 家族、友人が297人、298人と双極をなし、 以下市町村窓口、かかりつけ医等医療機関が それぞれ 47 人、町内会役員や近所の人 40 人 などとと続いていた。高校生は、友人が家族 を上まわっていた。里親会員は、児童相談所 を22人が相談先として挙げていた。また、 市主催の一般向け子ども虐待防止研修会参 加者は、他群に比べて市町村窓口29人、か かりつけ医など26人、民生委員・児童委員 20人、社会福祉協議会や社会福祉施設 17人 と市町村や医療、福祉の機関を多くあげてお り、日ごろ福祉に関心が高く相談機関や制度 についての知識も豊富であることを窺わせ た。地道な啓発活動が地域福祉の展開に寄与 することを示していると考えられる。

子ども虐待対応行動

一方、平成 16 年度児童福祉法改正下、市町村が子ども家庭福祉の相談窓口を果たすことになったことから、地域で「相談できるところが5年前と比べてどのように変化したと感じますか」と尋ねたところ、「増えた」と感じている回答者は全体で211人43.7%に

	要対協を		虐待を知ったら通告		
	知	知	通	ゎ	通
	っ	6	告	か	告
	て	な	す	5	U
	<i>د</i> ۱	L1	る	な	な
	ర			L١	۱١
里親会員n=106	38	68	72	34	0
高校生n=207	21	186	49	138	20
市研修会参加者n=145	104	41	114	31	0
ヘルパー養成研修n=25	8	17	4	21	0
合計	171	312	239	224	20

とどまり「変わらない、少なくなった」272 人 56.3%を下回っていた。また、「市町村で 子ども虐待や DV などの子ども家庭相談が受 けられるようになったことを知っています か」の問いについては、「知っている」、「知 らないは」は、ほぼ半数ずつの結果であった。 しかし、要保護児童対策地域協議会について 知っているかどうか、聞いたところその認知 度は171人35.4%にとどまっていた。そして、 「子ども虐待を見聞きしたときあるいは子 ども虐待が疑われると思ったとき、市町村や 児童相談所に連絡相談しますか」と子ども虐 待を知ったときの対応について尋ねたとこ ろ、通告するが 239 人 49.5% と全体の半数に 及んでいた。一方で、「分からない」との回 答も 224 人 46.4 あり、「通告しない」20 人 4.1%を加えるとわずかに過半数を超え拮抗 していた(表4)。これは、市町村において家 庭福祉相談窓口が設置されたことの認知度 と近似の回答結果であるが、相談場所が増え たと感じ、市町村で子ども家庭福祉相談がで きるようになったことを知っている、あるい は要対協を知っていると多く回答した群が 実際の虐待対応行動でも「通告する」と回答 した者がの割合が多くみられた。このことか らすれば、虐待対応に関する行動変容を促す ために、地域における子ども虐待防止に関す るいっそうの啓発活動が求められていると いえる。通告義務があることを制度として知 っていても、子ども虐待場面を見聞きしたと きに実際に通告・相談するかどうか、逡巡す

ることが多いことを考え合わせるといっそ う、その必要性が高まることになる。

(2) 要保護児童対策地域協議会設置後の地域の変化に関する研究

全国における要保護児童対策地域協議会の設置状況

依然として子ども虐待があとをたたない。 地域で被虐待児童を始めとする要保護児童の 早期発見や適切な保護を図るために、関係機 関がその子ども等に関する情報や考え方、そ して対応を共有していくことが喫緊の課題となっている。そのために適切な連携が求められてい ることは論をまたない。

地域における要保護児童等に関し、関係者間 で情報の交換と支援の協議を行う機関が「児 童福祉法の一部を改正する法律」(平成 16年 法律第153号)により法的に位置づけられた のが、「要保護児童対策地域協議会」である。 今回の調査結果を示す前に、全国における要 保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワ ークを含む)の設置状況をみていくと、児童 虐待防止法制定直後、15.6%だった設置率は 平成22年4月現在、98.7%に達し急速に整備 されてきたことが分かる。これらの背景には、 すでに述べたように平成16年改正児童福祉法 で要対協設置が法律に明定されるとともに、 その設置運営指針(厚生労働省雇用均等・児 童家庭局長:要保護児童対策地域協議会設 置・運営指針について,道府県知事 指定都市 市長宛て 雇児発第 0225001 号平成 1 7 年 2 月25日)、要保護児童対策地域協議会(子 どもを守る地域ネットワーク)スタートアッ プマニュアル」(平成19年5月18日)が矢 継ぎ早に発出、公表されてきたことなどがあ げられる。ついでにいえば、この要対協に登 録されている要保護児童数は、平成22年4月 現在全国の 1673 全要対協において、112,157

人登録され、このうち被虐待児が53,232人を 占めている。児童相談所、市町村、学校等の 機関が関与していながら児童虐待による死亡 を回避できない児童虐待が疑われる事案が惹 起していることから、平成22年3月24日 に「学校及び保育所から市町村又は児童相談 所への定期的な情報提供に関する指針」が策 定され、これに基づいて提供された「学校及 び保育所から市町村又は児童相談所への定期 的な情報提供の実施状況について(通知)(平 成23年3月4日)」。公表された。これによ ると時期が同一時点ではないので、短絡的な 比較はできないが、22年度後半、学校保育園 から市町村に定期的に虐待のエピソードで情 報提供される児童が 22.324 人に達し、先の 22 年度当初における登録被虐待児の33.1%に及 んでいることが明らかになった。子ども虐待 防止活動をめぐり到達した地域における変化 の一端である。

要保護児童対策地域協議会の運営形態

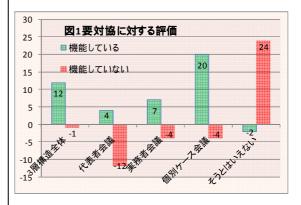
回答者は、全国の児童相談所 37 か所、政令市区 8 か所で、4 5 要保護児童対策地域協議会管内の人口規模は、14,000 人から1,436,000 人に及んでいた。中央値は 188,000 人であった。また、要対協の設置後の経過年数は、平均 3.6 年で 3 年目 18 か所、4 年目11 か所で 64.4%を占めていた。 次に要保護児童対策地域協議会における 3 層構造といわれる会議の開催頻度は表 5 のとおりであった。代表者会議は、年1回開催が 31 か所68.9%と多かったが、2回、3 回開催の要対協もそれぞれ 10 か所、4 か所みられた。実務

表5 要保護児童対策地域協議会開催頻度

統計量	代表者会議	実務者会議	個別ケース会議
度数	45	45	45
平均值	1.40	7.64	38.07
中央値	1.00	8.00	16.00
最頻値	1	12	12
標準偏差	. 654	5.001	52.811
最小値	1	0	4
最大値	3	21	214

者会議は、月1回程度定例で年12回開催が最多であったが、0回から21回まで広く分散していた。同様に個別ケース会議も4回から214回までとその開催回数は、広範囲であったが、必要に応じてその都度開催するとの回答が多く寄せられた。

要保護児童対策地域協議会に対する評価3層構造のうちうまく機能している、あるいはうまく機能していないと思われる会議を尋ねたのが図1である。「そうとはいえない」は、それぞれ反転項目である。全体として、「機能している」、と要対協を評価する回答が「機能していない」、を上まわっていた。



このうち「機能している」回答では、個別ケース会議を挙げたところが 20 か所、「機能していない」回答では、代表者会議をあげたところが 12 か所であった。3 層構造の会議のうちいずれの会議についても、機能している、機能していない、両面からの評価が見られたが、代表者会議を除いて「機能している」と評価が上まわっていた。逆に繰り返しになるが代表者会議については、「機能していない」とする要対協は 12 か所におよび、「機能している」とした 4 か所を上まわっていた。

要保護児童対策地域協議会設置後の地域 の変化

さらに要保護児童対策地域協議会設置後、子 ども虐待をめぐる地域の変化を5件法による

順序尺度として児童相談所(政令市区)に尋 ねた結果が次表である。質問項目は、「要保 護児童対策地域協議会設置・運営指針」(厚 生労働省 平成 17 年 2 月) 「要保護児童対策 地域協議会(子どもを守る地域ネットワー ク)スタートアップマニュアル」(厚生労働 省 平成19年5月)によった。先述したよう に今回の調査では、設置後3,4年目を迎え る要保護児童対策地域協議会で64.4%を占 めていたが、その後の子ども虐待防止を巡る 地域の変化をおおむね肯定的に捉えている ことが分かった。詳しくみていくと、要対協 が設置されたあとの好ましい変化として、 97.7%、44 児童相談所が「子育て支援にかか る機関連携がすすんだ」とし、続いて「地域 協議会に子ども虐待の情報が集約され、ケー スのたらい回しや放置がなくなった。「メン バー同士が顔見知りになり、役割分担を決め つつ協力しながら初期の段階から連絡を取 り合うようになった」が86.6%、「関係機関 の連携がすすみ、思い込み等に起因する事実 を確認しないまま結局どの機関もかかわっ ていなかった、といった援助過程における隙 間がなくなった」、「多くの機関が参加するこ とによって、多角的・総合的に支援ができる ようになった」がそれぞれ84.4%と肯定する 割合が高率であった。一方、「変わらない」 を含めて比較的否定的な見方が多くを占め た項目は、「子ども虐待相談における連携を 契機に、他の分野でも連携がすすみ、子ども 家庭福祉全般にわたる援助の質があがった」 「担当者1人あるいは1機関だけがケース を抱え込まないで、地域協議会(調整機関) で問題を共有し責任をもつようになったの で、相談援助にかかわる負担感が軽減した。 「以前は児童相談所に対して施設入所な等 の解決を望むことが多かったが、それぞれの 機関が地域(市町村)で主体的に取り組むよ

表6	3 要対協の形態と設置後の変化との関連				
	独立变数	有意項目	Pearson のカイ 2 検定 漸近有意確 (西側)		

1人口規模 すべてNS 2回答者別 多角的支援 0.014 負担感軽減 0.039 3設置経過年数 すべてNS 4代表者開催回数 隙間がない 0.042 5実務者開催回数 連携が進む 0.044 6個別ケース会議 すべてNS	15.17.2 数	有思境日	(両側)
負担感軽減0.0393設置経過年数すべてNS4代表者開催回数隙間がない5実務者開催回数連携が進む0.044	1人口規模		すべてNS
3設置経過年数すべてNS4代表者開催回数隙間がない0.0425実務者開催回数連携が進む0.044	2回答者別	多角的支援	0.014
4代表者開催回数隙間がない0.0425実務者開催回数連携が進む0.044		負担感軽減	0.039
5実務者開催回数 連携が進む 0.044	3設置経過年数		すべてNS
200020000000000000000000000000000000000	4代表者開催回数	隙間がない	0.042
6個別ケース会議 すべてNS	5実務者開催回数	連携が進む	0.044
○同がクスム酸	6個別ケース会議		すべてNS

うになった」などで、各 40%前後ずつみられた。「要保護児童対策地域協議会の設置は、地域社会に失われた相互扶助を取り戻す機運醸成につながる」では、そう思わない、変わらないとした児童相談所が 62.2%にのぼっていた。

続いて、要保護児童対策地域協議会の置かれ ている市町村等の人口規模、回答者別(児童 相談所、政令市区 = 旧市町村に相当) 設置 経過年数、3層構造の会議開催頻度を独立変 数に要保護児童対策地域協議会設置後の地 域の変化を尋ねた項目との関連をみていく と表に示したように、人口規模、設置後の経 過年数、個別ケース会議の開催頻度では、関 連する項目が統計的に確認されなかった。一 方、回答者別では、政令市区(旧市町村)で は児童相談所に比べ、「多くの機関が参加す ることによって、多角的総合的に支援ができ るようになった」と捉えられていることが認 められた。代表者会議の開催頻度では、年に 2,3回開催群に比して年1回開催の要対協 の方が「関係機関の連携がすすみ、『思い込 み等に起因する事実を確認しないまま結局 どの機関もかかわっていなかった』 という 援助過程における隙間がなくなった」とする 回答が多くみられた。すでに先述したように、 形骸化しているなどとして、代表者会議がう まく機能していないとする回答が多かった が、このことは、あらためて実質のない代表 者会議を回数多く開催しても、本来意図した 機能を発揮するにはいたらない、ということ を示しているものと考えられる。このことは、

次の子ども虐待防止に携わる実務者が丁寧 に会を重ねることによって、「子育て支援に かかわる機関連携がすすんだ」という回答が 多かったことにつながる。さらに地域の変化 を表す項目ごとに Spearman の順序相関係数 をもとめ、その関連をみていった。要対協設 置後の地域の主な変化として、機関連携がす すみ、「初期段階から連絡を取り合い」、 その 結果「関係機関の隙間がなくなり」、「連帯感 がうまれ」、地域の「アセスメント力が向上 し、「市町村が主体的に取り組む」ようにな った。このことは「たらい回し」がなくなり、 「問題を共有し、負担感の軽減」を促し、「全 般的に援助の質があがり」、「失われた地域の 相互互助の取り戻し」の機運醸成につながる。 一方、「子ども虐待の発見する機会が増えた」 では、他のどの項目とも相関が認められなか った。このことは、上記のような地域の取り 組みにも関わらず、子ども虐待の早期発見の 難しさを示している、ものと考えられる。変 化を尋ねた 17 項目のうち相互に関連する項 目が多く認められた項目は、「初期段階から 連絡を取り合う」「全般的に援助の質があが った」「問題を共有し負担感軽減」「個人の対 応力が向上」などであった。「子ども虐待の ないまちづくり」は、これらの項目をすべて 含む「初期段階から連絡を取り合う」「機関 の隙間がなくなった、「多角的総合的支援が 可能に」、「全般的に援助の質があがった」、 「問題を共有し負担感が軽減した」、「連帯感 がうまれた」「個人の対応力が向上」「「ア セスメント力の向上」、「市町村が主体的に取 り組む」、「地域相互互助の取り戻しに」であ った。これらの結果は、要対協の発展、すな わち要保護児童対策地域協議会を核にした 子ども虐待のないまちづくりという福祉コ ミュニティの形成に多くの示唆を与えるも のと考えられる。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

<u> 鈴木昭</u>、藤沢直子、水品きく枝、馬場菜緒、 堀井愛子、笠井友治郎:裁判例にみる子ども 虐待死過程の実証的研究.子どもの虐待とネ グレクト、査読あり、第 10 巻 1 号 2008、 pp.54-65.

[学会発表](計 1件)

<u>鈴木 昭</u>:施設入所申立等裁判例にみる子ども虐待の実証的研究.日本子ども虐待防止学会第 14 回学術集会広島大会 平成 20 年 12 月 14 日

〔その他〕

新潟県内の市町村要保護児童対策地域協議会アドバイザー、虐待防止研修会、行政職員講習会等で、地域の要請に応え研究成果を 積極的に還元している。

6.研究組織

(1)研究代表者

鈴木 昭 (SUZUKI AKIRA) 新潟大学・歯学部・教授 研究者番号:30401756